

第八十回国会 法務委員会 議 録 第十五号

昭和五十二年五月十七日(火曜日)

午前十時十分開議

出席委員

委員長 上村千一郎君

理事 濱野 清吾君 理事 保岡 興治君

理事 山崎武三郎君 理事 稲葉 誠一君

理事 沖本 泰幸君 二階堂 進君

篠田 弘作君 島本 虎三君

福永 健司君 飯田 忠雄君

西宮 弘君 正森 成二君

長谷雄幸久君 鳩山 邦夫君

加地 和君

出席政府委員

法務政務次官 塩崎 潤君

法務大臣官房長 藤島 昭君

法務省民事局長 香川 保一君

委員外の出席者

大蔵省証券局長 小粥 正巳君

本市場課長 大蔵省証券局企 森 卓也君

業財務課長 法務委員会調査 家弓 吉己君

室長

五月十一日

政治亡命者保護法案(横山利秋君外六名提出、衆法第四〇号)

同日

刑法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、衆法第四一〇号)

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)

同日 法務局、保護観察官署及び入国管理官署職員の増員等に関する請願(稲葉誠一君紹介(第四九三八号))

は本委員会に付託された。

五月十六日

少年法の改正問題に関する陳情書(愛知県議会議長佐橋憲一(第一七四号))

実子特例法制定に関する陳情書(宮城県桃生郡河北町議会議長山田清蔵(第一七五号))

差別による人権侵害行為に対する法的規制措置に関する陳情書外十五件(福岡県八女郡星野村議会議長倉住茂外十五名(第一七六号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
社債発行限度暫定措置法案(内閣提出第四五号)(参議院送付)

○上村委員長 これより会議を開きます。
社債発行限度暫定措置法案を議題といたします。
質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。正森成二君。

○正森委員 先日、大蔵委員会との連合審査がございましたが、そのときに、私の伺っておりますところでは、現在提出されておりますこの社債発行限度暫定措置法案というものはまさに暫定であつて、将来は商法の他の部分の改正とあわせて、社債発行の限度というものは、俗な言葉で言えは取っ払うのだという意味の御発言がございましたが、それはそのとおりですか。

○香川政府委員 その点、この前も申し上げましたように、株式会社法の全面改正の法制審議会における御審議の中で、社債の問題が当然議題になるわけでございます。その際に、この暫定措置に関する商法部会でのいろいろの御意見を承っておりますと、方向としては将来撤廃するというふうな方向に行くのではないかと、かような趣旨でございます。

○正森委員 そうだといたしますと、本法の審議というものはそういう点も考へてやはり議論を尽くしておく必要があるというふうに思うわけですが、いろいろの学者の言っておるところによりまして、たとえば昭和二十五年に、これまで株主総会の決議でございまして社債発行が、取締役会の決議でございまして、増資も取締役会で授權資本制度を導入して、増資も取締役会で授權資本の限度内ではできるといふようにしたのと相まつて、機動的に資金を獲得するといふ点を配慮したものと云われておりますけれども、同時に、一部の学者の書いたものを読みますと、そのときに二百九十七条で発行に一定の限度を設けたといふことは、やはり株主の保護といふことが、株主が事前にチェックする方法がなくなつたわけですから、せめて総額においてチェックしておくという面もあつたのだ、これは鴻教授などの説とは違ひますけれども、他の学者ではそう言っている人もおられます。そういう点から言いますと、社債発行に関する法律は、株主保護、それから社債権者保護、一般債権者保護、いろいろな組み合わせでなければならぬわけですが、株主保護の見地から言いますと、どういふように考へておられますか。ただ、株主の一般的な権限で事後にチェックすればいいというようにお考えですか。

○香川政府委員 将来、株式会社法の改正の際に、先ほど申しましたように、もしも社債発行限度枠を撤廃するといふような措置がとられるといたしますと、その審議の過程で、いまお述べになりましたような、株主総会でチェックするかしないかというふうな株主保護の見地からの議論も当然されると思つておりますけれども、社債の発行といふのは一種の債務を負う行為でございます。

ら、それを株主保護の見地から何らかの形で總會でチェックするといふふうな方向を考へるといたしますと、やはりより会社にとって負担が大きくなると申しますか不利なところか、そういう一般的な借入金金をどうするかといふふうな問題との均衡でやはり考へなければならぬので、これは私の個人的な見通しでございまして、これは私の枠を撤廃いたしましたけれども、それに伴つて株主保護の見地から何らかの株主總會でのチェックを考へるといふふうなことは、恐らくとられないのではないだろうかといふふうに想像するわけでございします。やはり、そういう社債の場だけでなしに、実質が株主がオーナー的なものから投資家的なものになつてきていふ実質に着目したいろいろな面からの株主保護といふことは当然考へなければいかぬのじゃないかといふふうにも考へているわけでございまして、さういふ意味で、その一環として、社債の場でもどういふふうなことを考へるかといふことが確かに問題にはなろうかと思つております。

ただ、現在の法案での枠の拡大の場では余分な場合に、これは決して枠の拡大を乱用して余分の社債を発行するといふようなことではもちろんないわけでございます。資金需要の必要があるといふときに、やはり長期安定資金の調達といふことで利用されるわけでございします。そうしますと、やはり金の要することは、そういう必要は同じであるといふ場合に、社債によるかあるいは借入金によるかといふときに、やはり社債によつた方が、株主保護といふか、直接結びつくことではございませぬけれども、やはり借入金よりは株主にとつては有利だといふふうな面が確かにあるのじゃないか、かように考へておるわけでございします。

○正森委員 その点、この前も申し上げましたように、株式会社法の全面改正の法制審議会における御審議の中で、社債の問題が当然議題になるわけでございます。その際に、この暫定措置に関する商法部会でのいろいろの御意見を承っておりますと、方向としては将来撤廃するというふうな方向に行くのではないかと、かような趣旨でございます。

○香川政府委員 将来、株式会社法の改正の際に、先ほど申しましたように、もしも社債発行限度枠を撤廃するといふような措置がとられるといたしますと、その審議の過程で、いまお述べになりましたような、株主総会でチェックするかしないかというふうな株主保護の見地からの議論も当然されると思つておりますけれども、社債の発行といふのは一種の債務を負う行為でございます。

○正森委員 その点、この前も申し上げましたように、株式会社法の全面改正の法制審議会における御審議の中で、社債の問題が当然議題になるわけでございます。その際に、この暫定措置に関する商法部会でのいろいろの御意見を承っておりますと、方向としては将来撤廃するというふうな方向に行くのではないかと、かような趣旨でございます。

○香川政府委員 将来、株式会社法の改正の際に、先ほど申しましたように、もしも社債発行限度枠を撤廃するといふような措置がとられるといたしますと、その審議の過程で、いまお述べになりましたような、株主総会でチェックするかしないかというふうな株主保護の見地からの議論も当然されると思つておりますけれども、社債の発行といふのは一種の債務を負う行為でございます。

○正森委員 その点、この前も申し上げましたように、株式会社法の全面改正の法制審議会における御審議の中で、社債の問題が当然議題になるわけでございます。その際に、この暫定措置に関する商法部会でのいろいろの御意見を承っておりますと、方向としては将来撤廃するというふうな方向に行くのではないかと、かような趣旨でございます。

○正森委員 それでは、時間がございましたらその点は後ほど議論するとして、今度の二百九十七条の改正によりまして、証取法の附則四項といえますか、それは拡大された枠についてだけ適用するということになっておるわけですね。しかし将来の方向としては、ディスクロージャーと申しますか、企業内容を周知させるということは、拡大された枠にとどまらずに、すべての社債権者に對して行われるということが望ましいし、そうでなければならぬと思いますが、それについてはどうお考えですか。

○香川政府委員 いまのお尋ねの問題は、大蔵省の所管の法律の問題でございますけれども、私の考えは、一般論としては、おっしゃるとおりやはりディスクロージャーの制度というものは、無担保の社債はもちろん、担保付社債全般にも広げていくべきだろうと思つております。ただ、戦後、証取法ができてから二十数年、担保付社債については適用しないということと、ややつてまいりましたので、さような一つの慣行的などうか、定着したそういうものがあるわけでございます。それを一挙に全部の担保つきについて適用するというふうには持つていくのは、やはりいろいろの面で支障があるのじやなからうか。事務的な問題を考えましても、これを受けてされる大蔵の事務当局におきましても、やはりそれだけの体制を十分準備しなければならぬ面もございます。今度の法案は暫定措置でございますので、やがて先ほど申しましたように枠を撤廃するようなときまでには、この問題は十分検討されまして、お説のような方向も十分考えられることだろうというふうに私は想像しているわけでございます。

○森説明員 お答えいたします。ただいま民事局長から御答弁がございましたとおりでございます。今回は暫定措置法という性格から特別の手当てということで考えたわけでございますが、商法の限度内の社債についてのディスクロージャー義務という問題についても問題がないわけではないというところは、私どもも十分認識しておりますが、何分にも、いまお話がございましたように、二十八年以来定着してきた制度でございますので、これを改正するということになりましますと、証券取引法全体の問題にもいろいろかわつてまいりますので、大蔵大臣の諮問機関でございます証券取引審議会に審議をお願いするということなことを含めまして、十分今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○正森委員 さらに、将来制限を撤廃する方向であるという答弁に関連して申し上げたいと思つておりますが、そうなりますと、いよいよ、無担保社債について社債権者保護で認められております財務制限事項、配当制限事項とかあるいはクリア事項と呼ばれております担保制限事項とか、いろいろございまして、そういうものを担保付社債等についても枠を広げていくといひますか、そういうような配慮というものは必要になってくるのじやないかというふうに思いますが、そういう点についてはどうお考えですか。

○香川政府委員 一般的な考え方としてはお説のとおりだと思つております。ただ、これに関連しまして、現在ちよつと法制上疑問があるわけでございますが、社債と申しますのは多数の者が社債権者になるわけでございます。そういう場合に、社債権者保護の見地から、発行会社との間ではいろいろの折衝を要すると思つて、いまお説のような財務制限事項をどうするかというふうな問題も含めまして、やはり委託会社、受託会社のそういう義務なり権限というふうなものとあわせましてこの問題は考えていかないと、単に債権的な契約と申しますか、後で違反があつてもどうにもならぬというふうなことで余り意味がないわけでございますので、その辺の関連とあわせて考えなければならぬだろうというふうに思つております。

○正森委員 香川民事局長からそういう御答弁がありましたから、いまの答弁の点に関連して伺いたいと思ひますが、わが国では、商法の三百九十九

条以下に社債権者集会というのが規定されております。しかし、多くの社債権者にとつて、社債権者集会を開いて担保の実行をどうするかといふようなことを決めるというのは、實際上非常に迂遠であるし、不可能にも近いことなんです。それで、わが国にいままで社債権者集会を開いて、裁判所に決議事項の認可といひますか、そういうのをしつてもらうという例が一体あつたのかどうか、それを過去の例に照らして答弁していただきたいと思ひます。

○香川政府委員 私どもの承知している限りでは、そういうことはなかつたように承知いたしております。

○正森委員 ですから、商法の三百九十九条以下に非常にもつともらしい条文が十数項目並んでおりますけれども、それは實際上活用されておらない法文であるというふうに言つてもいいと思つてすね。もしそうだとするならば、無担保の社債権者の保護をいたすにしましても、あるいは一般的に社債権者を保護しますにしましても、世間でよく使われているあるいは実効性のある権利保護を考へる必要があるといふことは、やはり私もそう思ひます。広く指摘されてるところだと思つてすね。そういう点から言ひますと、あるいは学者が言つておられますように、わが商法が、受託会社を社債募集の委託を受けた会社というように規定してございまして、たとえば外国の一部のように、社債権者の管理の委託を受けた会社というように規定しておらないといふところに非常に問題があるといふように考えられるわけでありまして、アメリカの信託証券法などによりましてその点が非常にきつちりされていると思つてすね。そこで、そういう経緯に学びましていひますか、かんがみて、社債権者集会の規定を有効なものにするか、あるいは受託会社の権限というものを、募集の委託を受けたというふうなことでなしに、もう少し社債権者のために管理権を持つ、そして裁判上、裁判外のいろいろな行為を行うというように全般的な見直しをする必要があるのじやないかと

いふように思われますが、その点についてはいかがですか。

○香川政府委員 先ほど仰せのとおり、社債権者集会が開かれた云々の例がないといふふうなことは、結局法律的には、いまおっしゃる通りに商法上の受託会社といふのは募集の委託だけといふふうな見方もできるわけでございますけれども、実際問題としてウェットにそういうところはいろいろ社債権者のために現実には動いておるといふふうな実体を反映していることだろうと思つております。そういう意味から考えましますと、おっしゃるような方向といふのは実務的には定着しておるといふふうに見られますので、私どもとしては、将来、商法の改正の際に、商法中の社債に関する規定と担保付社債信託法とをむしろ一緒にいたしまして、そして社債法といふふうな単行法をつくつて、その中で受託会社といふものの位置づけをいまお説のような方向で考えてみたい、こゝういふふうにお考えであるわけでございます。

○正森委員 大蔵省が来ておられるようですが、いまの答弁に関連して伺いたいと思ひますが、法務省の民事局では、商法の社債に関する項と担保付社債信託法とを一緒にして考えていきたいといふことですが、それに関連して、証取法との間で若干整備を要するといふ点がありあつたのではありませんか。その点はないと思つておられますか、それともあると思つておられますか。

○小淵説明員 いまのお尋ねでございますが、たとえば証取法上の募集といふ概念がございます。それから商法上の募集といふ概念がございます。同じ言葉を使つておりますけれども、これはたとえば内容がある程度違いがございます。一例でございますけれども、用語概念を含めまして、先ほど法務省からも御答弁がございましたように、私ども所管しております証券取引法上の社債に関する諸規定と、商法あるいは担保付社債信託法その他の諸社債関係法規との調整、これはやはりある程度必要ではないかと私どもも考えております。

○正森委員 先ほどの質問に関連して少し何

いますが、配当制限事項がある場合に、その制限事項にひつかかって配当を無配にしたとか現金配当でなしに株式配当にしたという例が最近二三見受けられるようです。それはやっぱり配当制限事項の実効性を示す事例があらわれたと思うのですが、幾つかの例がございましたら御説明ください。鐘紡とかキヤノンとかあるのじゃないですか。

○小堀説明員 たいいま先生お尋ねの社債発行につきましていわゆる財務制限事項を付しております例は、国内では無担保の転換社債、転換社債の一部、ごく優良企業に限って例がございますが、もう一つは、わが国が外国で社債を発行しておりますときに、海外では担保をつけなくて発行いたしておりますから、その場合、通常財務制限事項が付けられておりますけれども、その中で最近幾つか先生の御指摘のような財務制限事項抵触例があったように私も聞いております。

○正森委員 財務制限事項に触れる場合に、それが本当に触れるのかどうかということと会社側と意見の相違を生ずる場合があると思うのです。たとえば、私が聞いておるところでは、新日本製鉄ですか、無担保の転換社債のプラスアルファというのとは従来慣行的に発行会社の一年半分の配当額になっておつて、新日鉄では当初七億円でしかたけれども、大蔵省の社債権者保護の見地から反対に四百五十億円としたというふうな報道があるわけですから、こういうふうな場合の基準並びに指導というのは、大蔵省としてはどううぐあいにやっているのですか。

○小堀説明員 たいいま先生お尋ねの具体例は、外債発行に關します財務制限事項の例でございますが、これは実は申しわけございませんけれども、直接の指導は外債発行についての許認可事務を所管しております国際金融局の所管でございますので、私も証券局といたしまして直接にタッチはしておりませんけれども、海外一般で外債発行の場合に財務制限事項が付けられることが通常でございますので、社債権者保護に一般的に遺漏がないようにという見地と、もう一つは、財務制限事項

項はあくまで発行会社が債務不履行を生じないよう、事前に一定の財源比率等をメルクマールといたしまして、これを遵守させることが結果的にデフォルトのような不祥事態を起こさない、社債権者に迷惑をかけないという、いわば予防的な措置でございますから、それ自体が直ちに社債権者保護そのものにつながるわけではございません。そしてまた、会社側の経営と申しますか、事業活動に対する一つの制約であることも事実でございます。したがって、片や社債権者保護に役立ち得る予防的な規制という意味、片やこれによりまして会社の事業活動の制約が適正であるかどうか、こういう二面の見地があらうかと思ひます。両方の見地を勘案いたしまして指導を行っているものと承知しております。

○正森委員 民事局長に伺いたいと思ひますが、二百九十七条の制限を超えて仮に社債が発行された場合、その社債発行は無効にはなりませんね。仮に無効にはならないとすると、どういふような法律的效果がその他の面に及ぶのか、念のためにお答えください。

○香川政府委員 罰則の適用があるということに相なろうと思ひます。

○正森委員 結局、取締役の責任追及と過料の制裁というふうなことになるわけですね。そうでない、社債を発行した場合に、それが無効になれば社債権者の利益保護にならない、こういう見地でしようね。

予定されておりました時間がまいりましたのでやめさせていただきますが、大蔵政務次官——間違えました、法務政務次官は大蔵省の御出身でございますから、ついそう申しましたが、御造詣が深いようでございますから、大蔵との連合審査のときに伺つた点について最後に伺つて質問を終わらせていただきますと思ひます。

あのときはあるいは政務次官はお聞きなつておられなかったかもしれませんが、私が心配しましたのは、こういうように梓を二倍にするということになりますと、途中は省略いたしますが、私の

概算では約十兆円くらい新たに社債の方に金融が今後五年くらいの間に向かうのではなからうか。そうしますと、どうしても中小企業に対する金融が圧迫される。と申しますのは、統計によりまして、一般事業債のうち約七〇％が金融機関によつて消化される。まだまだ個人消化が少くないということになっておりますので、そういう危惧の念を申し上げたわけですね。一説によりまして、それでも社債を発行すれば三〇％個人で消化されるのだから、全額一般借入れ、金融機関から金融を受けければいいではないかというふうな、いわば聞き直つた議論もありますけれども、しかし、相当長期にわたつて金融機関のお金が大口の社債を発行できる優良企業に固定化されるということは事実なんです。だから、そのために中小企業の金融が悪化するのではないか、特に負債一千万円以上の上、主として中小企業の倒産というのが、連続十九カ月、一千件を超え、千七百件というふうにもなつておりますので、その点を特に政策上も御配慮願ひたいというふうに思ひますが、その点についての御答弁をお伺ひして、質問を終わります。

○塩崎政府委員 正森委員の御質問、私もごもつとものように思つてございします。ただ、今回の二百九十七条の改正案も、御案内のように本當に暫定的な改正でございまして、この改正ぐらゐで日本の社債市場が発達すれば大したものだと私は思ふのですけれども、御承知のように、資金調達が大変銀行借入れに偏つております。私に言わしめますれば、いびつな日本経済の資金調達のあり方だと思ふのです。したがって、社債がこの限度の拡大によりまして増加いたしましたも、恐らく大企業が銀行借入れで借りておりまして借り入れの形態が社債の形に振りがわる程度ではなからうか。ただ安定した資金調達にかわり得る程度ではないかと私は考えまして、中小企業の金融に影響すると直ちに考えていいかどうかは多分に疑問はございまして、銀行が直接社債を消化するという現在のやり方が果たしていいかどうか。社債というものは、本来大衆が直

接持つて、利回りのいい国民の財産をふやすものであらうと私は考えるものでございします。そういった意味で、大蔵省にもこれはよほど考えていただく、そういう意味で、法務政務次官でございしますが、いずれ大蔵省とも十分に御連絡を申し上げまして、御心配のないように考えていきたいと思ひます。

○上村委員長 次に、加地和君。

○加地委員 今回の社債についての法律改正の理由の一つとして、景気の浮揚を図るということが、法務省が出された参考資料の中に入つていて思ひますけれども、私は経済企画庁関係の方に聞いてみますと、景気浮揚には余り役立たないであらうという見解のようです。これにつきまして御当局の答弁を求めます。

○香川政府委員 景気浮揚の方策として、社債の枠を拡大して設備投資を活発にするということが唯一のあるいは主要な方策だと私も考へておるわけではないわけではございまして、商法における社債の面から考へました場合に、景気浮揚の一つの手だてとして、何と申しまして設備投資の活発化ということが必要をわけでございますが、その資金調達の方法が銀行の借入れによつてということに相なりますと、そこいらいろいろの問題が生じてくる。あるいは負担能力の問題もございまして、将来の会社の財務内容を考えますれば、決してほめた話ではない。そういったことと、設備投資のために長期の資金を調達するといふときに、商法がネックになつて社債による調達ができないということに相なつては申しわけない仕儀だ、かような意味で、さような資金調達の需要にこたえる意味で、必要があるならば社債でやれるといふような意味で枠を拡大しておくべきだ、かような考へでございします。

○加地委員 この法律の改正によつて梓は二倍になるわけでございますが、この法律の効果として、測定はしにくいかもしれませんが、この法律がなかりせばどのぐらゐの設備投資の増加にとどまり、この法律をつくつたがゆゑにどの程度の

設備投資の増大になるというぐあいに考えておられますか。それとも考えようがありませんか。

○香川政府委員 現状で考えますと、七〇%以上も現行の社債枠を食ってしまつておる企業が百数十社あるわけでございまして、恐らくはあと一回くらい社債を発行すればもうそれ以上は発行できないということになる。片や九〇%以上も既発行の社債があるというふうな企業からは、ぜひとも社債の枠の拡大を考えてもらいたいという要望も強くあるわけでございまして、さような状況を踏まえまして、必要性はあることは間違いないと思うのであります。二倍に枠を拡大したことによつてどれくらいその枠が消化されるかということとは、これは今後の経済情勢を見なければ何とも申し上げかねるところでございまして、少なくとも、私も一つの目的的な考えをいたしまして、先ほども申し上げましたように、株式会社法の改正の際に、その社債の枠を撤廃するというふうな方向で恐らくは考えられるだろう、それには少なくとも五年ぐらいかかるであろう、将来五年にわたる間の社債発行需要の面から考えますと、二倍にしておけば大丈夫だというふうなことでございまして、これから先五年間のうちにこの枠がさらに足りなくなるといふようなことは考えてない、非常に消極的な言い方でございまして、現在の枠が相当消化されることにはなりませんけれども、それを越えるような需要というものはまずなからう、かような大ざっぱな見通しでございまして。

○加地委員 この法律の改正に当たつて、各界の反響ということについて、私が聞いておりますのは、設備産業関係の会社はこの制度を熱望しておると聞きます。それに対し銀行の方は、貸付先、お得意さんが少し減る、また、企業に対する人事的なコントロール等が減るといふことで、銀行関係は反対のようになつておられますけれども、大蔵との連合審査のときにも聞いたのでございましてけれども、結局、社債を消化し、引き受けてもらつ

たためには、証券会社、受託銀行などの関連からいって、やはり銀行との協力関係というものが基本的になければ、枠は倍になつたけれども、いろいろと消化できない、ずっと消化されないままに企業の方は昔と同じように銀行へお参りして高い金利の金を利用せざるを得なくなるのではなからうか。この制度をつくらただけではだめであつて、いわゆる反対者側である銀行に対する協力、協調と連帯という意味の協力と、それからまた強力、強い意味の大蔵省、日銀あたりの指導というものがなければならぬと思うのでございまして、その点はどうな見通しなんでしょうか。

○香川政府委員 この法案の作成過程におきまして、いまおっしゃいましたように、銀行筋は必ずしも賛成ではないといふふうなことも承りましたけれども、私は、銀行はそんなことをおっしゃるはずはないといふふうに考えておるわけでございまして、この枠の拡大が実現いたしました場合に現実に社債を発行する会社が出てまいりましたときに、銀行がそれに対してさつぱと向かうといふふうなことはまずないことだろう、そんなふうな運用の仕方というものは、日本の社債市場あるいは金融界のあり方として、今日までのいろいろな実績を考えましても、さようなことはなからうといふふうに考えておりますけれども、これは法律をもつてどうこうする問題ではございませんので、あるいは私どもの見方が甘いかもしれませんが、少なくとも、おっしゃるような非協力というふうなことは、借入金の方が銀行に有利だから社債発行をとめるというふうな動きは、全く考へる必要はないだろうといふふうに思つておるわけでございまして。

○加地委員 きわめて楽観主義者であるようにお見受けするのでございましてけれども、政務次官に、大蔵省御出身でもありますのでお聞きしたいのですが、やはり日銀なんか市中銀行に対する貸し付け分を急に引き上げるとか、何か将来にわたつての、口では言わなければいけませんけれども、日銀の意向というものはほとんど市中銀行の態度に影響するんじゃないのか。それをいい意味で、社債を消化するために、いまの日銀の影響で、日銀の意向次第といひますか、方針次第で、いまの楽天的な見通しというものが裏づけられていくのでござい

ましようか。

○塩崎政府委員 私は、大蔵省で税金ばかり取つておりましたので、余り金融政策は存じ上げておりませんけれども、全体の資金調達のあり方を見ておきますと、日本では、おっしゃるような日本銀行が、資金ポジションと申しますか、全体の資金調達の流れを見ておまして、いろいろ流れを、コントロールという言葉は適当じゃありませんけれども、いろいろな形で指導と申しますか、金融的な方法を講じておることは言うまでもないところでございまして。私はこの点は、やっぱりまだ日本の金融市場が、先ほども正森先生へのお答えで申し上げましたように、大変独特の流れになつて

いる。したがって、いまおっしゃつたように、銀行が社債の発行についていい顔をしないといふことも私は事実だと思つております。これは、民事局長ですからもあのような答弁だと思つておりますが、どう考へてみても、いまの日本の資金調達のあり方は、ヨーロッパ諸国あるいはアメリカが正常とは思いませんけれども、他の国と違つた形、特に銀行借り入れに依存しておる姿だと思つております。そういう意味で、証券局は大変苦勞して、できる限り行き過ぎた面を直していこうといふことを努力しているのが、銀行局に配するに証券局だと私は考へておるわけでございまして。しかし、現実の問題といひまして、銀行借り入れに依存し、それがまた非常に簡便な調達方法でございまして、そういった意味でこれを無視することができませんから、社債発行にいたしましては銀行との協調が要することは、もうおっしゃる通りでございまして。しかし、それが果たしていいかといふと、私は多分に疑問があると思つて、やっぱり銀行を通じてないで大蔵が産業資金を直接供給するあり方もあつてもいいし、その方が産業側から見ると

金が安定する。さらにまた、投資家から見ますと、資金がより効率的に、利回りが高いという、財産形成のあり方としても好ましいといふことがありますれば、何も銀行の同意を得るといふようなことが将来まで続くといふようなことがいいかどうか、こんな点はよく考へていかなければいかぬと思つてございまして。もう皆さん方が言われたとおり、銀行の力が強過ぎていまの経済がいろいろな形で弊害もたらしているという点も、私は率直に言つて、大蔵省で銀行局長をやつておりましたし、せいもあるかもしれないが、率直な感想でございまして。

○加地委員 政務次官として、また政治家として、銀行がこの制度に反対であるがゆゑに、社債についての法律を改正しても銀行が妨害するとか、あるいはことさらに社債の消化を妨げるというふうなことがないようになつて、強く行政的な面で指導なさる御決意はございまして。

○塩崎政府委員 法務省は、もう御案内のとおり商法が法務省の所管でございまして、法制的な観点から社債の発行について関与するのでございまして、資金調達のあり方については法務省は関与しないのでございまして、これは、先ほども申し上げましたように、証券局が証券取引法に基づいて関与しているのではないかと申すのでございまして。しかし、証券取引法についても直接の権限があるとは思わないので、やはり現実の経済の動きと申しますか、銀行とかあるいは証券会社等が集まつて資金の供給あるいは調達について相談していく。その中で、私は銀行の力が強いと申しましたけれども、銀行もやはり産業全般のタイドから協力するのあたりまえだと思つて、そういうふうな意味で協力が当然また行われていく、こういうふうな考へておりますし、いま申されたように、これを反対の態度、こんなことはさすべきじゃないと思つてございまして。ただ、現実問題といひまして、自分の方から金貸してやるから社債発行はやめとけといふ話も私はときどき聞きます。しかし、こんなことがないよう

私は国民全体が世論の形でいろいろと助言するような、あるいはキャンペーンするようない方があっていいかと思うのでありますが、それを代表するのは大蔵省あるいは日本銀行であろうかと思うのでございます。

○加地委員 いろいろしゃべられたのですけれども、結局法務省の政務次官としては、そういう弊害の起こらないように、あるいは所管の大蔵省の方に、こういう声もあるとか、申し入れるとかいうことはなさらないという御答弁と伺つてよろしうございますか。

○塩崎政府委員 私がいましゃべっておりますことを、ちゃんと大蔵省の証券局の諸君が聞いておりますし、証券局の諸君は多分にこのようなことを十分意識しておりますから、特に私が申し入れをしなくても、そういった観点から社債の発行について銀行との協調など求めることは当然だといまのところ私は考えておるわけでございます。しかし、長らくの大蔵省の証券局の伝統的な考え方は、いま私が申し上げておることと変わらなないと思ひますから、特に申し入れしなくても、自主的に、法務省なんかの言うことは聞く大蔵省じゃないところもありまされども、当然そんな方向で考えると私は考えております。

○加地委員 ちよつと承服しかねる点はあるのですけれども、法務省の権威を高める意味においても、あんまり弱気を吐かないで正しいところを発言していただきたいと思うのでございます。

それから、この社債についての法律は、発行する段階では純資産の二倍以下の枠とかそういうぐあいには決められておりますけれども、一たん発行してしまつた後は、ほかに借金をして純資産を減らすことも可能だろうし、あるいはまた他の債務について保証することも可能であつて、いわゆるある会社の活動の流れの一時点を区切つただけであつて、決して、いわゆる担保を取つていないところの一般債権者の保護という点については全く考慮されていない改正だと思ふのです。それで、現在法務省あたりでは一般債権者の保護というこ

とについて何か特にお考えになつておられるのかどうか。現在の風潮では、とにかく貸し倒れとか逃げ得とかいうように、商道德の面でもずるい者勝ちだ、まじめな者はばかみをするというふうな風潮があると思ふのです。一つの考えとして、先ほどいふゆる社債発行について違反などがあつたときに罰則を受ける程度であるということもおつしやいました。しかし、これに対して、また制度として考えられるのは、社債発行会社と受託銀行との受託契約等においていふゆる違反があれば、民事的にも期限の満了を失つてすぐに返さなければいけないとか、あるいは違約罰的なものをつけるとか、考えようによつてはいろいろと考へ方はあるのですけれども、とにかく一般債権者の保護ということについては、どのように制度づくりなどについて進んでおるか、考へておられるかということをお聞きしたい。

○香川政府委員 先ほど申し上げましたような株式会社法の全面的な改正の際には、会社社に対する一般債権者の保護と申しますか、さようなことも当然配慮されつつ作業が進められることだろうと思ふのであります。ただ、率直に申し上げまして、およそ債権者の保護をいろいろの面で考へなければならぬことは、一般論としてはそのとおりでございます。いま申し上げたことをやつておつて債権者を害するといふふうなことのチェックは、もちろんいろいろの手当てを考へてやらなければならぬと思ひますけれども、たとえば、この社債発行の中で考へますと、社債発行の枠を拡大するがゆゑに、一般債権者がそのこと自体で非常に不利な立場に立つといふふうな関係にはないと私は思ふのであります。むしろ、一般の借入金によつて莫大な資金が調達されるということよりも、社債によつて調達される方が、他の一般の債権者にとつては、会社の財務内容の健全化といふふうな面から、間接的にはございませうけれども、一般の他の債権者の面で不利益を生ずるというよりは、むしろ有利な面が出てくるであらうといふふうに考へるわけでございます。

も、そういう社債の発行と関連づけて一般債権者の保護を特に法律上考へなければならぬといふふうなことは、やはり一般論といたしまして、特に必要があるといふふうには考へないわけでござい

ます。

○加地委員 その点は私と考へが大きく異なるのです。やはり一般債権者というものが保護を——まあまあこれは競争社会でございまして、ばんやりしている者が悪いのには決まつていると思ふのですけれども、それ以上に、だます方というのか、返せない借金をする方がもう一つ悪いと思ふのです。ドイツあたりでは、債務奴隷といふように、金を返せぬ者はちよつと入らなければいかぬといふような厳しきを持つておる面もあると思ひますけれども、そこまではないけれども、いまのように、とにかく強い者勝ちだ、またばんやりしている者はだめなんだといつて放置しておくやり方というのは、むしろ逆に自由主義社会が否定されていく大きな原因になると思ふのです。やはり節度ある、また企業発展を妨げない程度の一般債権者保護制度といふものは、もつと真剣にお考へいただかなければならないと私は思ひます。

じゃ、次の質問に移りますけれども、今度の法律では、いふゆる社債の発行の枠を二倍までにする、こゝなつております。また鴻先生なんかの説では、こんな制度をやつておるのはおくれた国の法制の中になかぬといふようなことも発表しておられると思ふのです。現実に、いままでの枠を超えて一〇倍から二倍までの範囲については、転換社債でないといふかぬとか、あるいは担保つきでないといふかぬといふことで、担保の裏づけがちゃんとあるわけでございまして、仮にこれが二倍ではなしに、なぜ今度三倍の制度にならなかつたのか、四倍という制度にならなかつたのか。なぜ二倍という枠をほかの国の法制と比較してもつけなければならなかつたのか。私が言いたいのは、むしろこんな枠はなしに、ほかの面で社債権者の保護といふことは十分に考へ得るでは

ないか。現在の日本の制度の中でも考へ得るではないかと私は思ふのです。いわゆる社債の発行のやり方からいつても、いわゆる専門家である受託銀行とか信託銀行とかいふものが入つてきま

す。また、担保のない会社は社債を発行できないという現実の経済的な原則から、一定の歩どまりを見た担保の中でのしか社債は消化されてい

ないと思ふのです。そういう意味において枠は要らぬのじゃないか。また、二倍ではなしになぜ二・五倍にしなければならぬか、なぜ三倍にしなければならぬか、この点についてお伺ひいたします。

○香川政府委員 二倍ということについて、率直に申しますと確たる根拠はないと言へないのでございまして、ききの国会におきまして、電力会社につきましては従来二倍であつたものが四倍に、そして新たに公益事業であるガス事業につきまして二倍に拡大するという法律がすでに成立しておるわけでございまして、したがひまして、それとの均衡——国会の御意思ということ申し上げるわけではございませぬけれども、近い一年前の国会におきましてガス会社について二倍という法律ができたといふことも、やはり当然これは横並びの問題としても参考にしなければならぬことだろうと思ふのであります。それと同時に、先ほど申しましたように、株式会社法の全面改正の際には恐らくはこの枠の撤廃がなされるであらう、しかも、そういうことを踏まえて考へますと、暫定的なものとしてやはり必要最小限度にとどめておくといふふうな意味の枠の拡大を図るべきであらう。そうなりますと、先ほど申しましたように、商法の全面改正がされるまでの間の需要を考へますと、二倍にしておけばそれで賄える。それ以上の、不必要なと申しては語弊がござい

けれども、必要な最小限度の枠にとどめておくのが穏当なやり方ではなからうか、かような趣旨で二倍ということにいたしましたわけでござい

ます。

○加地委員 純資産額の二倍、原則はそういう考へです。ところが、この純資産すべてが実際に

的なもので、大体どのぐらいが理想的だということはおのずからなければおかしいと思うのですけれども、どうぞ……。

○小淵説明員 先生のお尋ねでございすけれども、先ほど申し上げましたように、私も、必ずしもはつきりしたゴール、あるべき姿というものを現在持っていないのが実情でございす。ここは私どものまだ勉強不足とおしかりをいただいてもやむを得ないところではございす。ただ一つ、戦前のたとえ昭和九一十一年、戦前の比較基準年次としてよく使われます時代には、わが国の企業の自己資本比率は六〇%を少し超える程度でございす。したがって、これも経験的な姿でございすけれども、たとえば、六〇%を超えるところまで参りませんでも、仮に五〇%を超える姿、過半を自己資本で保有をして、そういう財務体質であれば、これは企業の経営の立場から申しましても、あるいは外部の債権者、投資家から見ましても、企業の財務内容の安全性という点で一つの望ましい姿ではないか、こんなふうに考えますけれども、この辺私どももお勉強をしていかなければいけないと思っております。

○加地委員 政務次官、税金の大家でもいらっしやいますので、税制という面から……。

社債発行あるいは銀行から金を借りる、これのコストの方が、自己資本を増加していくコスト、いわゆる配当に対する課税であるとかいろんなものを考えていくと、借金の方が大体半分以下ぐらいで済むようなコストだと思ふのですけれども、そのために、いままでにいろんな制度で自己資本の比率を増加するための制度というものが行われてきたと思うのです。この前、鴻先生にもちよつと質問しましたのですけれども、明確な答えをいただけなかったのです。たとえば昭和三十六年度には配当課税措置の創設というものがあつたと思ひます。それから四十一年から四十四年度あたりでは、資本構成を改善した場合の法人税額の特別控除措置の実施等が行われたと思ひます。それから四十四年ごろには、時価発行増資、時価

転換社債の導入ということが行われたように聞いております。それで、いずれもこれは不十分な結果しかもたらさなかったと聞いておるのでございすけれども、現在自己資本比率を高めるために何か税法の面あるいはその他の法律改正等の面でお考えになっておるかどうか。そしてまた、私がいま挙げた、これは諸先輩が苦勞してつくられた制度が、なぜ不十分にしか機能し得なかったのか。また、その不十分さを克服するためにどのような努力が政府の方でその後なされたのかということをお尋ねしたいと思ひます。

○塩崎政府委員 いつも議論されてきた問題でございす。いま小淵君がお答え申し上げましたようになかなか答えにくい問題でございす。しかし、いま御指摘の増資配当免税とか増資の場合の税額控除、この二つは私がいづれも冒険的に、そして自己資本比率を高めるために、いろいろと内部にも議論がありました。勇敢に踏み切つてみたのです。その措置を御指摘であつたのでございす。その御指摘のとおり不十分な結果しか得られなかったことは言うまでもございせん。むしろ、そのような措置を講じたにもかかわらず、私が講じたところには恐らく自己資本比率は三〇%から二〇%程度のところではございす。いま驚くなかれ、小淵君の御答弁では一四%という率でございす。それから、それらの措置は、何と言つても高度成長時代の資金調達に抗し得なかつたことを示すものだと思うのでございす。つまり、増資という形は大変やつかい資金調達だということが法制的にも言えますし、さらにまた、御承知のように、間違つた考え方だと私は思うのですけれども、配当コスト、増資コストの方が借入金コストよりも高い、ことに法人税がそれをアクセルレイトしておるといふことが支配しているかと思ふのでございす。そのような考え方から、簡便な銀行借入れに頼つていったと私は思うのでございす。

ますかネットプロフィットに課税されておりますために、一割配当を得るためには二割も上げなければならぬ、こういうことが出てくるのが経済界の考え方のごときでございす。ところが、借金の利子ならば、一割の利子を払うためには一割も上げたらいじやないかということ、倍、半分のコストの差があるというところが経済界の考え方ではございす。それは部分的な見方で、私は間違ひであらうと思ふのでございす。

日本の税制は、アメリカの税制なんかと違つて、御案内のように、確かに配当を支払う側には法人税はネットプロフィットにかかりますけれども、配当を受け取つた側は、借金の利子と違つて益金に算入しないというシャープ以来の制度があるのです。したがつて、銀行は、新日鉄の株式を持つておりまして配当を受けたならば、その配当は益金に算入しなくてもよろしい。ところが新日鉄に銀行が金を貸してありまして利子を一割受け取りますと、益金に算入しなければなりませんから、その部分は、一割も上げなくても税金が半分かかる。つまり五分の利回りにはかならずと、結局、法人税制は、御案内のように、株主と配当支払い側を通じると、本当は同じような中立的なコスト計算になると私は考えているのでございす。しかし、御案内のように、法人税というものは株主が払う税金じやなくして企業が払う税金だという頭がもう昔から企業の経営者にある。したがつて、配当率には法人税は影響させてはならないのだという考え方がございすので、依然といたしまして、こんなような恩典がありながら、株主配当益金不算入という制度を考慮しないで配当率を考えているために、増資は損だ、借入金のほうが安いのだという考え方になつていたのでございす。したがつて、株主側の益金不算入という制度は、単に恩典としか考えられておらぬ。全く税制が生んだ、天から降つてわいたような恩典と考へられておるために、本当に生きておらぬと私は考へておるのでございす。

言つても、根本的に法人税はいかにあるべきかというのをもう少し経済界の方々に考へていただく、銀行にも考へていただきますし、大蔵省ももう少しキャンペンして、いまの制度を必ずしもいいとは思ひませんけれども、このような制度を消化してでも自己資本比率を高めるのがいいかどうかを十分論議していただいたらいと思ふのです。しかし、いままでの経済状況は、高度成長の迅速な資金調達という大きな要請の前で、やはり増資よりも借入金の方が早かつた。社債は、先ほど来申し上げておりますように、日本では最も発達しておらぬ面でございす。銀行はいやがつてきたものでございす。簡便な銀行借入れに頼つて、自己資本比率は低下していったと私は思ふのでございす。

アメリカのように株主側に何らの優遇措置がないような国においては、日本よりも少し配当コストの方が高いという議論があるべきなんです。確かにあるのです。いまここにアメリカから買つて帰りました本がございす。アメリカにはこんなような議論がある。しかし、アメリカの自己資本比率は、そんなに日本ほど悪くなつておらぬのです。しかしそれでも、これは一九二九年から比較しておりますが、一九七〇年までの自己資本比率がだんだん低下して、借入金の割合がふえておることも事実であるというふうな学者が指摘しております。戦前は一五%くらいであつた借入金の率、自己資本比率は八五%ですね。ところが現在では、六七%くらいに自己資本比率は落ちておる。しかしこれは、法人税の影響があつたかどうかは必ずしも明確ではないというふうなことが書いてございす。

第一類第三号 法務委員会議録第十五号 昭和五十二年五月十七日

いまして法人税の理屈を申し上げるつもりもございせんけれども、法人税が、純利潤と申し

そういつたようなことを考へて見ますと、何と

このような問題は、本当に企業を安定させて経営をやらしめるために資本の構成はどうあるべきか、このような低成長時代になつてまいりますと、本当に真剣に考へていかなければならぬ。銀行の貸し出しも、だんだんと不良貸しが多くなつてきて、償却をしなればならぬというふうなことがきよの日本経済に書いてありました

が、銀行側から見ますと、貸し金の回収を大変心配すると思います。企業のいまの自己資本比率の状況では、大変経営の心配が出てくる、こんなことを考えてみますと、やはり自己資本比率を高めるといことは今後必要になってくると私は思うのでございます。しかし、それをどういうふううに達成いたしますか、大変むずかしいと思うのでございます。それはいままでのようなやり方が、こつちの道にずっと走っていったから、この流れをつけ変えるくらいのことでございますから、そう簡単ではないと思うのです。

そういった意味で、大蔵省証券局の小粥君などは、塩崎主税局長時代あるいは課長の時代にあんな冒険をやってきたけれども、何にも効果がなかったらもう二度とよう言わぬということじゃないでしょうか。私は、過去の経験から成功してないことから見て、実際、自己資本比率を直したいのだけれどもなかなか妙手がない、それよりも経済の一般的な流れの方が強いというように、半ばあきらめかかって見ておるような気がしてならぬのでございますが、これは多分に私見でございますし、これから真剣に議論して、おっしゃるような問題と取組んでみなければいかぬというような状況だと思っております。

○加地委員 いろいろ法人税の話がありましたけれども、現実問題として、私がつかんでおります数字では、借入れの場合であると資金調達コストは九・二％、それから増資の場合には一・七％ということになっておるのです。そうすると、いまおっしゃったような半ば精神的なことをいかにいかわるエコノミックアニマル的な企業家に説いても、企業家の中にも道徳家もいますよ、だけれど、本質はやはりそれほど勘定、数字の問題だと思ふのです。いまの九・二と一・七の数字の差というものを縮めるか、あるいは差がないか、あるいはまた増資のコストの方が低いというようにしなければ、いかに塩崎政務次官が大演説をふたれても、自己資本比率は改善されないのじゃないでしょうか。いま私が挙げたこの数字自体は正

しゅうございいますか。

○塩崎政府委員 御指摘の数字は間違っておりま

す。私が長々と下手な説明をいたしましたのは、その間違いであることを御説明したつもりでございます。それは法人税がむずかしい複雑なもので、こんなことをいつも経営者が言っておることによるものだと思うのです。一九％と九％の差がある、そう申されましたね。それは間違いでございます。現在の法人税制は、もう昭和二十五年以来、シャープ勧告以来法人擬制説をとっております。したがって、法人税は会社で課税されますが、受け取った株主側では個人所得税と合わせて調整されるようになった。もし株主が個人でなく会社である場合には、益金不算入の形で配当には法人税はかかりぬのです。ところが支払う利子は、先ほど申し上げましたように、九％を新日鉄から銀行が受け取ります、銀行は益金に算入しなければいけませんから、九％を受け取っても税引き利回りでは四・五％になってしまうのです。ところが配当の方は、一割配当いたします、ところが銀行が受け取りますと、一割はもうすでに法人税が課税されたものですから二度と課税されないため、一割に回ります。ですから、一割の配当というのは、実は、いまおっしゃったように、法人税を入れますと一割九分もつけて配当したことになるのです。したがって、それは法人税の仕組みを知らないで過剰に配当したことになるのです。五分の配当で合うんじゃないやしませんか。そういうことになってくるのです。法人税がかかりませんから、ところが、支払いの利子は、確かに九％払わなければいけません。新日鉄の方は九％払わなければいけません。受け取った側は、銀行の方は、九％に対して益金に算入されますから、半分の税金がかかって四・五％に回る。そういうふうな考えますと、両者の間にコストの差は、いまの法人税制では中立的に働いていると考えていいことをる申し上げておったのですが、しかし片一方は、配当については源泉で取る。それはネットプロフィットに

課税するからというので、非常にわかりにくいのです。会社の経営者は、株主側へいくとどうなっているかわからぬから、借金の利子に対して九分払うのなら、増資に対しては一割払わなければならぬまい。同じように考えていくために、いまのよう

な一割配当という形になっていくわけでございます。これを五分の配当にするといったら大革命が起るに違いない。しかし、法人税の仕組みは、それで合っておりますが、それが実は経営者に理解されておらないから、いまのような議論がしょっちゅう出てくるのです。私がいかに大演説をして、精神的な説得では何にもならぬではないかと言ったのですが、私が精神的な説得をやったって、値打ちがないことはわかっておりま

す。そうではないのです。法人税の仕組みはそうなっているのです。ところが法人税の仕組みはわかりにくい。それからまた、銀行については、配当の負債利子控除とか、あるいはいろいろの変動がありますから、益金不算入というふうな仕組みでなかなか理解できない点もまた事実でございます。これを簡便に申しますれば、配当支払い損金算入、こういうことにいたしますれば、支払い利子と同じように損金算入になるわけでございますから、コスト計算の差は全くなくなるわけでございます。しかし、この問題は、私が昭和三十六年にドイツ式に、それではもう支払い側の法人税を配当部分については下げていこうというふうにい

ますので、この点は、いずれまた先生も大蔵委員

会にでも移られて、この問題を主税局長を相手に徹底的にやられましたら、大変おもしろい問題であらうかと思ひます。

○加地委員 最後でございます。

ただいま政務次官が御説明になった中にも、法人税の仕組みはわかりにくいんだ。確かにわかりにくいと思ひますね。とにかく一般国民にはわからぬ言葉でつくつてある。それは私は経営者の責任でもなからうと思うのです。そういう面では法律の番人としての法務省の方でも、わかりやすい税法典をつくるように、ひとつこれから決意を新たにしたいだきたいと思ひます。

それから利息の場合だったら九％のところなら、配当なら一割にしなければならぬであらうというの、これはやはり商売の機微というか人情の機微からすれば当然の考えであつて、その考え方が生かせるようなところに焦点を置いた制度にしていかなければならぬのではないかと。これを次官がおっしゃったように、法人の方が一割の負担であれば配当は五分になる。五分配当が本当は勘定の上で合うんだと言つても、そんな株主だつたらだれも買わないという面がありますから、またいゆる増資しても引き受け手がいないということでございますから、まあむずかしいむずかしいと言わずに、前に失敗されたときの社会的背景も違つておるわけでございますから、法務省、特に塩崎政務次官あたりが太鼓をたたきまくつて、そして自己資本比率の高まるような制度というものをつくつていただきたいと思ひますし、また、いつまでも自己資本比率が改善されないということであれば、わが党としてもこの杜撰の法律についての賛否を決めるときに十分に考慮しなければならぬ問題だと思ふのです。各党とも同じことだらうと思ふのです。暫定という言葉で、まあまあとにかくしばらくのこと、もう少し待つてほしい、見通しはあるんだからということ、各党は態度を決めるんであらうと思ふのです。その点について何か最後に……

○塩崎政府委員 先生のおっしゃるとおり、法制の改正と申しますか、法律の改正というものは、本来に生きた社会、経済の動きと一致しなければなりません、国民全体が考えておりますところの理想に合致した方向に向かわなければならぬと思うのでございます。しかもまた、経済の動きにおくれて改正していくことが果たして適當であるかどうか。今度の商法の改正などは、おっしゃるよう到大變暫定的で、しかもまた将来の方向等についてのビジョン、これらの点から見ますと、いろいろ問題があることも事実でございます。また、税制などもむずかし過ぎて、これがまた社会の中に溶け込んでいない。全く特定の人しか口ずさめないような税制ではおかしいと私は思うのでございます。

そういう意味で、簡単に言えば、たとえば証券局から、利子と同じように配当も損金算入する、そういうようにでもいたしますれば、もうだれにでもわかると思います。一割配当するために一割もうけたらいい、一割の利子を払うためには一割もうけたらいいということと同じように扱われましますから、最も簡単でございますが、こんなようなことは、ひとつ証券局のような頭のいい、資本調達の流れをいつも見ておりますようなところから主張して、大蔵省の歳入をこわがりますところの主税局あたりに提案していただきますれば、私は、お互いに切磋琢磨して大變いい案ができてくるかと思うのでございます。

そういった意味で、私も税金については少し忘れかかっておるような政治家の一人でございますが、そのような観点から、先生のような御意見を各方面に伝えて、国民経済の中に溶け込むような税制、法制をつくるべきだということを主張したいと思ひます。

○加地委員 これで終わります。

○上村委員長 次回は、明十八日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十九分散会

